

平成 25 年度

財政健全化審査意見書

砂川市監査委員

砂 監 第 28 号
平成26年8月25日

砂川市長 善岡雅文様

砂川市監査委員 奥山 昭

砂川市監査委員 尾崎 静夫

平成25年度 砂川市財政健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成25年度砂川市の財政健全化の審査をした結果、その意見は別紙のとおりである。

1. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

平成26年8月11日から同年8月25日

3. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 健全化判断比率 | 平成24年度 | 平成25年度 | 早期健全化基準 |
|-----------|--------|--------|---------|
| ①実質赤字比率 | — % | — % | 14.12 % |
| ②連結実質赤字比率 | — % | — % | 19.12 % |
| ③実質公債費比率 | 16.8 % | 15.5 % | 25.0 % |
| ④将来負担比率 | 54.1 % | 55.2 % | 350.0 % |

(2) 個別意見

1) 実質公債費比率

実質公債費比率は15.5%となり、前年度から1.3ポイント減少し、早期健全化基準を9.5ポイント下回っており健全な範囲であるが、今後とも財政の健全化に努められたい。

2) 将来負担比率

将来負担比率は55.2%となり、前年度から1.1ポイント増加しているが、早期健全化基準を294.8ポイント下回っている。今後とも財政の健全な状態の維持に努められたい。